

産地水産業強化支援事業（産地水産業強化計画）に係る事後評価について

平成26年3月27日付け25水港第3300号
水産庁漁政部長、増殖推進部長、漁港漁場整備部長通知

産地水産業強化支援事業の事後評価については、産地水産業強化支援事業実施要綱（平成23年3月30日付け22水港第2422号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）等によるほか、下記のとおり定めるので、御了知の上、事業の適正かつ厳正な実施に御配慮願いたい。

なお、貴職管下の関係市町村へは、貴職から通知されたい。

記

第1 事後評価の実施単位

事後評価の実施単位は、産地水産業強化計画（計画単位）毎とする。

第2 事後評価の内容

産地水産業強化計画の承認を受けた産地協議会（以下「産地協議会」という。）は、実施要綱第6による事業の評価を行うに当たり、目標年度の翌年度において、当該事業の実施に伴って生じた便益（受益者が享受できる効果を貨幣換算したものをいう。以下同じ。）、資源増産量等を明らかにし、成果目標の達成状況について以下のとおり評価を行うこととする。

- 1 成果目標を「漁労所得の向上」又は「事業所得の向上」としている場合（強化方針のうち、所得の向上、6次産業化及び漁村の魅力向上が該当）
 - ① 事業実施に伴って生じた便益について、可能な限り定量的に把握した上で、産地水産業強化計画に記載した目標値（以下「目標値」という。）に対する達成状況の検証を行う。
 - ② 事業実施後、産地水産業強化計画策定時に想定が困難だった便益が認められる場合には、当該便益も含めて達成状況の検証を行う。この場合、当該便益が定量的に把握できるときは、①の検証結果の数値に含めることができるものとする。
 - ③ 目標値について、魚価の変動等により、そのままの数値を用いて達成状況の検証を行うことが不適切であると認められる場合には、その理由を明らかにした上で、目標値の補正を行うことができるものとし、これに対する達成状況の検証を行う。
- 2 成果目標を地先資源量の増加率としている場合（強化方針のうち、地先資源の増大及び漁村の魅力向上が該当）
 - ① 事業実施に伴って生じた資源増産量又は漁獲量を可能な限り定量的に把握した上で、目標値に対する達成状況の検証を行う。
 - ② 事業実施後、産地水産業強化計画策定時に想定が困難だった魚種の資源増産又は漁獲が認められる場合には、当該魚種の資源増産量等も含めて達成状況の検証を行う。
 - ③ 目標値について、水産資源の変動等により、そのままの数値を用いて達成状況の検証を行うことが不適切であると認められる場合には、その理由を明らかにした上で、目標値の補正を行うことができるものとし、これに対する達成状況の検証を行う。
- 3 成果目標を上記の1又は2以外のものとしている場合（強化方針のうち、漁村の魅力向上が該当）
 - ① 目標値に対する達成状況の検証は、事業実施に伴って生じた実績値を統計資料又はアンケート調査等を通じて可能な限り定量的・客観的に把握した上で行う。なお、避難施設等の取組内容について、実績値の把握が困難な場合は、評価時点

での集落対象人口等の社会経済情勢等を踏まえ、想定される災害が発生した際の当該施設の効果を推定する等産地水産業強化計画の内容に沿って、目標値に対する達成状況の検証を行う。

- ② 目標値について、社会経済情勢の変動等により、そのままの数値を用いて達成状況の検証を行うことが不適切であると認められる場合には、その理由を明らかにした上で、目標値の補正を行うことができるものとし、これに対する達成状況の検証を行う。

- 4 実施要綱第6の3の成果目標が達成されていないと判断される場合とは、成果目標の達成率が70%未満である場合とする。

第3 事後評価の実施体制

1 産地協議会

産地協議会は、事業実施に伴って発生した便益等について定量的な把握に努めなければならない。

また、産地協議会は、産地水産業強化支援事業実施要領（平成23年3月30日付け22水港第2423号水産庁長官通知。以下「実施要領」という。）I第5の1により事後評価及びその報告を行った後、実施要領第5の2による指導があった場合は、速やかに対処するものとする。

2 水産庁

水産庁は、報告のあった事後評価報告書について、主として以下の点について検証を行い、不適切と認められるときには必要な修正を求めるものとする。

- ① 必要な情報が可能な範囲で収集・整理されているかどうか。
- ② 便益の算出方法等が妥当であるかどうか。
- ③ 事業に対する総合的な事後評価が適切に行われているかどうか。
- ④ 魚価の変動等により目標値の補正を行った場合には、その理由が適正であるかどうか。また、補正を行った目標値が適正であるかどうか。
- ⑤ 成果目標が達成されていない場合には、やむを得ない事情があると認められるかどうか。

第4 成果目標が達成されていない場合の措置

- 1 水産庁長官は、実施要綱第6の3に定めるほか、次の①及び②に掲げる措置を必要に応じて講ずるものとする。

- ① 成果目標が達成されていないことについてやむを得ない事情があるとは認められない場合には、配分額の減額等の措置を講ずること

- ② 改善計画の期間の終了後においても成果目標が達成されていない場合において、やむを得ない事情があるとは認められない場合には、交付した交付金の全部又は一部の返還を求めること

- 2 産地協議会は、実施要綱第6の3の改善計画の提出が求められた場合、又は、やむを得ない事情があるとして自ら改善計画を提出する場合、成果目標の内容を見直

した上で、5年度以内の改善期間とした別記様式第1号に規定する改善計画を作成して水産庁長官に協議するとともに、当該協議を了したときは、当該改善期間終了までの間、別記様式第2号により各年度の履行状況をその翌年度に水産庁長官に報告するものとする。

- 3 1の①及び②並びに2に定めるやむを得ない事情とは、以下の場合とする。
 - ① 水産資源の変動、災害等、産地水産業強化計画又は改善計画の策定時には予期できない自然現象により大きな影響を受けた場合
 - ② 魚価の落ち込み、漁業経営体の倒産、漁船事故等、産地水産業強化計画又は改善計画の策定時には予期できない社会経済情勢の変化により大きな影響を受けた場合
- 4 2により改善計画を策定し水産庁との協議が整った産地協議会は、当該改善計画の期間の最終年度の翌年度に再度事後評価を行い、事後評価報告書を水産庁に提出するものとする。
- 5 産地協議会は、4において成果目標が達成されていない場合、1の②に定めるやむを得ない事情があると認められるときは、再度改善計画を策定することができる。
- 6 5により再度策定した改善計画の協議及び事後評価等は、2及び4に準ずる。
- 7 5により再度策定した改善計画の事後評価において、成果目標が達成されていない場合の措置は、本項に準ずる。

第5 結果の公表

産地協議会は、事後評価の結果等を公表することとする。

水産庁長官 ○ ○ ○ ○ 殿

産地協議会名
代表者役職氏名 (印)

産地水産業強化支援事業で実施した事業内容等の改善計画協議書

平成〇〇年度において産地水産業強化支援事業で実施した事業内容等について、下記のとおり改善計画を策定したので協議します。

記

1 実施した事業内容

産地水産業強化計画等「4 添付書類①から③」のとおり

(注) 承認された計画の内容と異なる場合は、その内容を明確にした資料等を添付した上で、その旨を追記のこと。

2 改善計画を樹立するに至った経緯、原因

3 改善計画の内容

(1) 改善計画の基本的な考え方

(注) 成果目標が達成されなかったことについて、第4の1①または②に規定したやむを得ない事情並びにその定量的影響等を含めて具体的に記載すること。

(2) 改善計画の事業の内容

(例えば、取組内容や施設の利用方法等について、改善計画の前後でその内容を比較できるものを作成。)

(3) 改善計画が妥当である根拠

(注) 改善計画期間の年度別計画、支援措置等を含めて記載すること。

4 添付書類

①産地水産業強化計画 (写し)

②産地水産業強化支援事業実施計画 (写し)

③施設整備支援事業実施計画 (写し) (注) 該当する場合

④財産管理台帳 (写し) (注) 該当する場合

⑤施設の管理規定等 (写し) (注) 該当する場合

⑥施設等の現況写真 (注) 該当する場合

水産庁長官 ○ ○ ○ ○ 殿

産地協議会名
代表者役職氏名 (印)

産地水産業強化支援事業で実施した事業内容等の改善計画履行状況報告書

平成○年○月○日付け○○第○○○○号で協議について異存のない旨回答いただいたことについて、平成○○年度の履行状況を下記のとおり報告します。

記

- 1 実施した事業内容
- 2 改善計画の達成状況
(注) 改善計画期間の年度別計画と実績が比較できる内容を明らかにすること。
- 3 その他
(注) 達成状況等について、特記すべき事項を記述すること。
- 4 添付書類
改善計画の写し